

令和 4 年度

第 12 回 第二農地部会定例会議事録

令和 5 年 3 月 30 日（木）

頸城コミュニティプラザ 2 階 202・203 会議室

令和4年度 第12回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和5年3月30日(木) 午後2時

会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(10名)

19番	上野 栄一	1番	小山 一成	2番	五十嵐 隆一
9番	大滝 正秋	10番	滝沢 記一	18番	長瀬 一成
20番	竹原 よし子	21番	望月 博	22番	山本 誠信
24番	笠原 浩一				

(2) 農地利用最適化推進委員(17名)

(安塚区) 高波 澄男 青田 俊一 (浦川原区) 田鹿 敏行 井部 慎一
(大島区) 高橋 三登一 (牧区) 米川 尚登 金井 薫 中川 正道
(柿崎区) 長井 恒夫 小池 孝志 (大潟区) 細谷 正夫
(頸城区) 上井 康二 大島 伸一 (吉川区) 中嶋 琢郎 常山 哲夫
(三和区) 福原 弥 高橋 浩一

2 欠席委員

(1) 農業委員…5番 岸田 健 17番 岩崎 欣一 の2名

(2) 農地利用最適化推進委員…(大島区) 田邊 清一 (柿崎区) 宮川 武彦 の2名

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主任	岩崎 賢恵		
浦川原区駐在室	副主任	笠原 英明		
大島区駐在室	班長	上野 元之		
牧区駐在室	室長	小林 精子	主任	古海 一夫
柿崎区駐在室	室長	小林 隆浩	主任	上田 良広
大潟区駐在室	班長	佐藤 憲司		
頸城区駐在室	主任	閨間 邦明		
吉川区駐在室	副主任	江村 秀幸		
三和区駐在室	班長	中条 崇		

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

1番 小山 一成 21番 望月 博

(2) 審議案件

柿崎区駐在室の先行議案分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の取消について

①安塚区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

②浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

③大島区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④牧区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑧吉川区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項許可申請について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑨三和区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後2時 それでは、これより令和4年度第12回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、上野部会長からごあいさつをお願いいたします。 (上野部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員10名、欠席委員2名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員17名、欠席推進委員2名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 1番 小山 一成 委員、21番 望月 博 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 次に、「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、代表者が憲章を読み上げますので、他の皆さんは着座のまま、黙読をお願いいたします。 それでは、9番 大滝 正明 委員に読み上げていただきます。 大滝委員、よろしくをお願いいたします。</p>
大滝委員	<p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議 長	<p>大滝委員、ありがとうございました。</p>
議 長	<p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>≪柿崎区駐在室の議案≫ 最初に柿崎区駐在室の先行議案分から審議に入ります。</p>

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の取消について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の取消について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

柿崎区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の取消について」所有権移転1件を説明いたします。1頁、番号1番をご覧ください。

この案件は、1月の第二農地部会定例会で上越市農用地利用集積計画の決定について提案し、審議いただいた案件です。

取消しの理由は、譲受人が死亡したため、取り消すものです。また、取消し後、通常の議案を後ほど上程する必要があることから、議決後、速やかに市長に取消しを要請するとともに、柿崎区の通常案件の上程前までに取消公告するように要請するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり取消について賛成の方は挙手願ひます。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり取消すこととし、上越市農用地利用集積計画の取消を速やかに市長へ要請するとともに、柿崎区の通常案件の上程前までに取消の公告を要請することに決定いたします。

議 長

以上で先行議案分について、審議を終わります。
それでは、通常の議案審議に入ります。

<安塚区駐在室の議案>

議 長

最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

安塚区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告

いたします。1 頁をご覧ください。番号 2101 番から番号 2102 番までの 2 件です。

番号 2101 番及び番号 2102 番は、貸人の要望による合意解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について>

議 長

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」審議いたしますが、2 頁、番号 2104 番は、岩崎委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、退席を求めるところですが、本日、岩崎委員が欠席のため、このまま事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」岩崎委員に関連する案件を説明いたします。2 頁、番号 2104 番をご覧ください。

高齢となり、自力での耕作が難しくなった譲渡人が譲受人に相談したところ、合意に至ったことから、所有権移転するものです。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付した「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、岩崎委員関連の番号 2104 番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めま

す。

安塚区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定9件を説明いたします。3頁、番号2106番から5頁、番号2114番までをご覧ください。

番号2106番と2107番は、新規に利用権を設定するもので、契約期間は5年です。

番号2108番、4頁、番号2111番及び2113番は、期間満了による再設定で、契約期間は2108番と2111番は5年、2113番は3年です。

4頁、番号2109番と2110番は、契約期間の終期を経過したことから新規設定となりますが、以前と同じ農業者に貸し付けるものです。

4頁、番号2112番と5頁2114番は、以前の耕作者が労力不足のため、契約期間の満了を以って契約を終了したことから、地域の担い手へ新たに貸し付けるものです。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

＜浦川原区駐在室の議案＞

議 長

次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について＞

議 長

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

浦川原区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。

1頁をご覧ください。

番号2501番は、浦川原区上岡地内の農地を「一般個人住宅」として利用するものです。2頁に位置図、3頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。譲受人は、現在、両親等と同居していますが、子の成長に伴い手狭になったこ

とから、隣接する申請土地を購入し、一般個人住宅を建築するものです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第2種農地と判断しました。

土地利用計画は、住宅1棟、74.36㎡で建蔽率は、53.4%となり、工期は許可後から令和5年8月31日までです。

転用に当たり、家庭雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水は道路側溝へ排水することから、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

《大島区駐在室の議案》

議 長

次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、1頁、番号2914番から2頁、番号2919番までの6件は、滝沢委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、滝沢委員は一時退席をお願いします。

(滝沢委員退席)

議 長

それでは、滝沢委員に関する案件について、事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」滝沢委員に関連する6件について説明いたします。1頁と2頁をご覧ください。

番号2914番は、貸手の労力不足により新たに利用権を設定するものです。

番号2915番は、終期を他の契約している筆と合わせるため、令和10年4月7日に設定するものです。

番号2916番から番号2919番は、契約期間満了による再設定です。

これら 6 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、滝沢委員関連の番号 2914 番から番号 2919 番の 6 件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

ただ今の審議の結果、原案どおり決定することといたします。

(滝沢委員復席)

議 長

続きまして、滝沢委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

2 頁から 6 頁をご覧ください。

番号 2920 番から番号 2924 番までの 5 件は、貸手の労力不足により新たに利用権を設定するものです。番号 2925 番から番号 2933 番までの 9 件は、いずれも契約期間満了に伴う再設定です。

これら 14 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

議 長 <<牧区駐在室の議案>>

次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。

議 長 <<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>>

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

牧区
駐在室

牧区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。1頁、番号3301番から3303番までの3件をご覧ください。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付1件、他者へ貸付予定2件です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

議 長 <<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>>

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

牧区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定10件を説明いたします。2頁、番号3317番から4頁、番号3326番をご覧ください。

新規設定5件について説明いたします。

2頁、番号3317番は、これまで牧農林振興公社農地利用集積円滑化団体を介した契約でありましたが、契約満了により、直接借受人と相対で契約するものです。

3頁、番号3322番、3323番は、貸付人が亡くなったことから、相続人と新たに契約を結ぶものです。3頁、番号3324番、4頁、番号3325番は、前耕作者の労力不足により、契約期間満了をもって新たな耕作者と利用権を設定するものです。

なお、番号3324番の8筆の内2筆分は、新規に利用権を設定するものです。

残りの5件については、期間満了による再設定です。

これら10件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたしま

す。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪柿崎区駐在室の議案≫

議 長

次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1頁、番号3742番から3743番までの2件をご覧ください。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付2件です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

2頁、番号3701番をご覧ください。

譲受人は、柿崎区の実家に通いながら、譲渡人の父と共に長ネギの栽培に取り組んでいます。この度、新規就農にあたり、申請農地を借り受けて耕作するため、申請があったものです。

譲受人の状況につきましては、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について>

議 長

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。

3頁、番号3701番をご覧ください。

柿崎区上下浜地内の農地を「店舗」に転用するものです。

4頁に位置図、5頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

譲受人は、市内の美容室に勤務していますが、独立して美容室を開業するため、自宅に近接する申請農地を取得し、店舗を建設するものです。

申請農地は、柿崎都市計画区域の第一種住居地域に位置しているため、農地区分は、第3種農地と判断いたしました。

土地利用計画は、店舗1棟、建築面積38.55㎡で、建蔽率は30.12%です。

工期は、令和5年6月20日から令和5年9月20日までです。

転用にあたり、生活排水は公共下水道により処理し、雨水は道路側溝へ排水することから、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、13 頁、番号 3837 番は、岸田委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、退席を求めるところですが、本日、岸田委員が欠席のため、このまま事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」岸田委員に関連する貸借権設定 1 件を説明いたします。13 頁、番号 3837 番をご覧ください。

これまで譲渡人の息子が耕作していましたが、労力不足のため、近隣で耕作している譲受人が借り受けるものです。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、岸田委員関連の番号 3837 番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

ただ今の審議の結果、原案どおり決定することといたします。

議 長

続きまして、岸田委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」岸田委員関連を除く貸借権設定 40 件のうち、特徴的な案件を説明いたします。

9 頁、3820 番、10 頁、3821 番は、前段の報告第 1 号で説明しました関連案件です。3822 番は、これまで地主が耕作していましたが、地主が死亡したため、近隣で耕作している譲受人が借り受けるものです。

3823 番は、先行議案で説明しました関連案件です。

3824 番、13 頁、3838 番は労力不足により、近隣で耕作している譲受人が借り受

けるものです。

3825 番、11 頁、3827 番から 3830 番までの 4 件、計 5 件及び 12 頁、3831 番、3834 番、13 頁、3836 番の 3 件、合計 8 件は、円滑化団体を通じて利用権を設定していましたが、契約期間満了を迎えるため、相対契約で新たに利用権を設定するものです。3825 番、3829 番の終期は、同一の譲受人と利用権設定している他の筆と終期を合わせるものです

14 頁、3843 番は、これまで譲受人の父親と利用権を設定していましたが、経営移譲に伴い、合意解約により所有者へ返還された農地を新たに後継者へ貸し付けるものです。

これら 40 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

《大潟区駐在室の議案》

議 長

次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

大潟区駐在室です。よろしく申し上げます。

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知書について」ご報告いたします。1 頁、番号 4603 番、4604 番の 2 件を掲載しました。

いずれも借人の労力不足による合意解約であり、返還後の利用計画は他者へ貸付です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま

す。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について>

議 長

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請」について、事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請」について、ご説明します。

2 頁をご覧ください。番号 4601 番から 4603 番までの 3 件を掲載しました。

いずれも新規就農者の要望による貸借権の設定です。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 2 件をご説明します。

3 頁、番号 4639 番は担い手が農地の集約のため、売買により農地を移動するものです。番号 4640 番は譲渡し人が財産整理のため、これまで利用権を設定していた譲受人に売買により所有権を移転するものです。

これら 2 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定 22 件について、事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

4 頁から 8 頁をご覧ください。

番号 4641 番から 4662 番までの 22 件を掲載しました。

4 頁、番号 4641 番と 4642 番は新規設定で、1 頁の合意解約の関連案件です。

4643 番から 4662 番までの 20 件は、いずれも契約期間満了に伴う再設定です。

これら 22 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

《頸城区駐在室の議案》

議 長

次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。1 頁、番号 5305 番及び番号 5306 番をご覧ください。

2 件とも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について>

議 長

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。2頁、番号5301番及び番号5302番をご覧ください。

番号5301番は、頸城区西福島地内の登記簿地目「畑」、面積299㎡を駐車場として利用するため、売買するものです。

番号5302番は、頸城区下中島地内の登記簿地目「畑」、面積958㎡を倉庫として利用するため、売買するものです。3頁及び4頁に位置図を添付しましたので、ご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転1件を説明いたします。5頁、番号5371番をご覧ください。

譲渡人の財産整理のため、利用権を設定している譲受人へ、売買により所有権を移転するものです。

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま

す。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定 17 件について、事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

6 頁、番号 5372 番から、9 頁、番号 5388 番をご覧ください。

番号 5374 番は、労力不足のため、新規に利用権を設定するものです。

番号 5375 番は、円滑化団体を通じて利用権を設定していましたが、契約期間が満了したため、相対契約で新たに利用権を設定するものです。

番号 5376 番から番号 5388 番は、契約期間満了に伴う再設定です。

なお、これら 17 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

《吉川区駐在室の議案》

議 長

次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞

議 長

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

吉川区駐在室です。よろしくお願いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。

1 頁、番号 6201 番をご覧ください。

譲渡人が吉川区外に居住しており、耕作困難のため、売買により所有権移転するものです。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべ

てを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 農地法第4条第1項許可申請について>

議 長

議案第2号「農地法第4条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

吉川区

議案第2号「農地法第4条第1項許可申請について」説明いたします。

駐在室

2頁、番号6201番をご覧ください。

吉川区西野島地内の農地を「車庫兼倉庫」に転用するものです。

3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。

申請者は、老朽化した住宅を建て替えるため、既存の車庫兼倉庫を取り壊し、申請農地に新たに車庫兼倉庫を建築するものです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第2種農地と判断いたしました。

転用にあたり、汚水は発生せず、雨水は地下浸透することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画は、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転3件を説明いたします。5頁、番号6300番から6302番をご覧ください。

いずれも、譲渡人が財産整理のため、譲受人へ所有権を移転するものです。

番号6300番と6302番は売買、番号6301番は無償譲渡となります。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定11件について、事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

6頁、番号6303番から8頁6313番をご覧ください。

6頁、番号6303番は、賃借人が経営規模拡大のため、新規に隣接する農地を借り受けるものです。

その他の10件は、いずれも期間満了による再設定です。

7頁、番号6306は、圃場条件が良くないため、契約期間は1年となっています。

8頁、番号6312番と6313番の終期は、他の契約と合わせるものです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪三和区駐在室の議案≫

議 長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

≪議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について≫

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

三和区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転1件を説明いたします。1頁をご覧ください。

番号8683番は、これまで利用権を設定していた譲受人へ売買により所有権移転するものです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定43件について、事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定43件を説明いたします。2頁から10頁をご覧ください。

3頁、番号8645番、9頁、8674番、8654番の3件は新規設定、他の40件は再設定です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	以上で、用意された議案の審議は終了しました。
上野部会長	【7. その他】
上野部会長	他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。
柿崎区 駐在室長	何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 長時間のご審議、ご苦勞様でした。
柿崎区 駐在室長	上野部会長、ありがとうございました。
	【8. 閉会】
	以上をもちまして、令和4年度第12回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。
	午後2時43分終了
	(農地部会終了後、地区会議開催)